

令和5年度 第2回 南丹市地域公共交通会議

次 第

日時 令和5年8月22日（火） 午前10時10分～

場所 南丹市園部文化会館「アスエルそのべ」3階大研修室

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 会長あいさつ

5. 議 案

ぐるりんバス 摩気・園部東部線の運賃改定について

6. その他

7. 閉 会

+  
○

# ぐるりんバス【30】号系統 摩気・園部東部線運賃改定（均一化）について

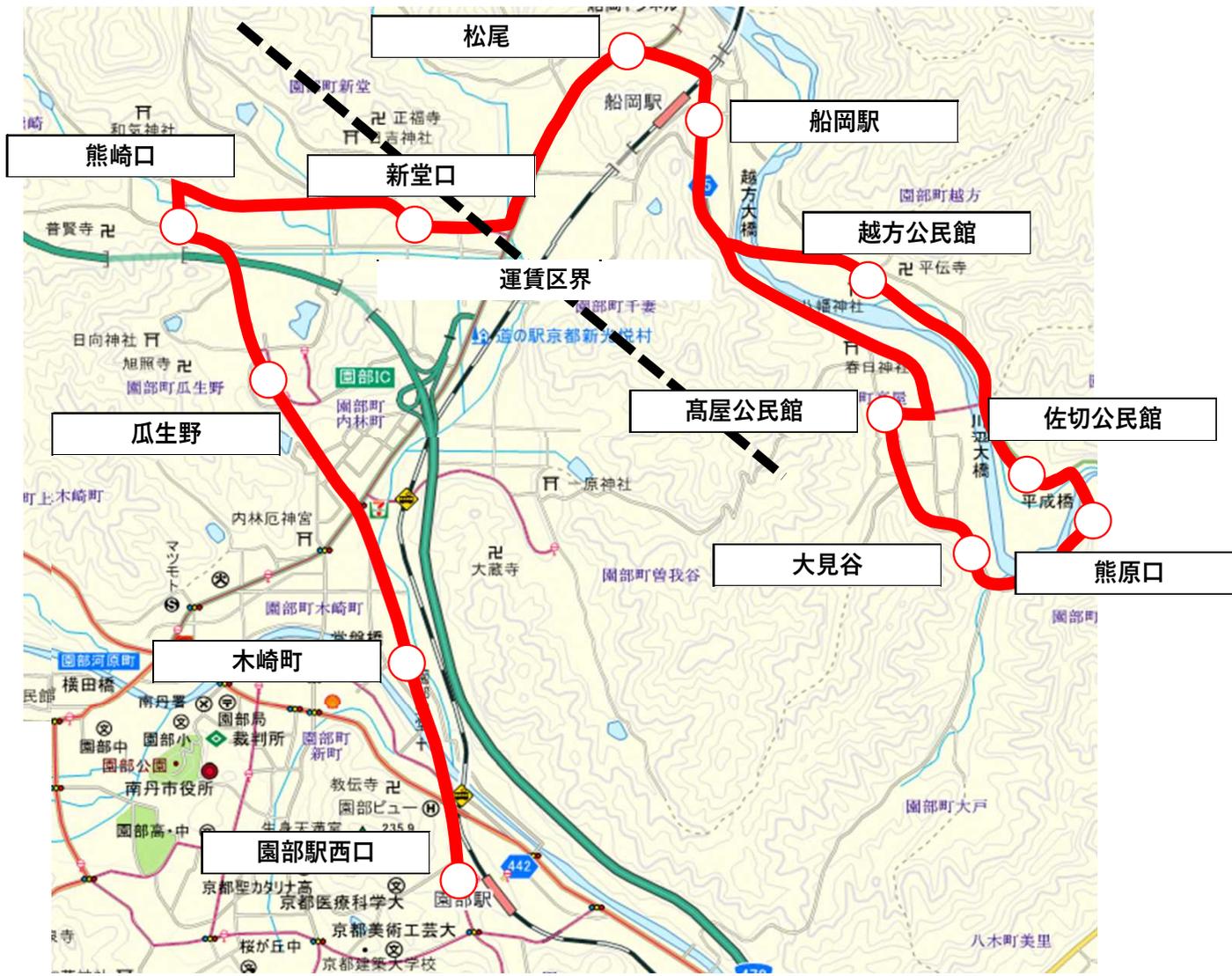


# 1. 【30】号系統 運賃均一化

ぐるりんバス他路線は全線150円均一ではありますが、当該【30】号路線摩気・園部東部線一部区間のみ300円、450円と150円ゾーン運賃が区域を跨る毎に加算されております。

平成17年の運行開始当の設定料金を継続してきましたが、ぐるりんバス他路線の距離当たり運賃と比較をした場合でも高額となります。そこで、更なる利用旅客増を求める観点からも、【30】号路線摩気・園部東部線の150円運賃均一化を行うものです。

【現行】



【30】 園部東部線  
園部駅西口から乗車  
の場合、〔松尾〕以  
遠において運賃が初  
乗り150円から300  
円に運賃が上がります。

【現行】

【30】 摩気線

園部駅西口から乗車  
の場合、〔半田セン  
ター〕**以遠**に於いて  
運賃が初乗り150円か  
ら300円に上がります。







### 3.他路線との運賃比較（具体例）

---

#### 【30】 摩気・園部東部線

---

園部駅西口	～	半田	区間キロ	5.4Km	300円
-------	---	----	------	-------	------

---

園部駅西口	～	船岡駅	区間キロ	6.7Km	300円
-------	---	-----	------	-------	------

---

#### 【10】 西本梅スクール・癒しの森線

---

南八田	～	大河内公民館	区間キロ	8.4Km	150円
-----	---	--------	------	-------	------

---

南八田	～	殿谷	区間キロ	8.5Km	150円
-----	---	----	------	-------	------

---

#### 【50】 新光悦村線

---

園部駅西口	～	曾我谷	区間キロ	11.1Km	150円
-------	---	-----	------	--------	------



## ② 運賃値下げ（運賃均一化）による影響

運賃均一化を行おうとする停留所での乗降旅客は、直近乗降調査のとおり乗降実績もあり、利用目的は買い物・通院等の生活交通としての利用と考えられます。運賃均一化により現行利用旅客の利便は向上し、更なる旅客需要の開拓も見込めます。

又、現行の利用実態からは、運賃均一化による運賃値下げが生じるものの、この運賃変更施策による当該路線の大幅な収入減は考えにくく、結果的には利用者増及び収入増に繋がるものと考えられます。

平成26年3月28日

条例第4号

改正 平成30年12月25日条例第34号

令和元年6月21日条例第12号

令和4年12月20日条例第29号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、南丹市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。)第49条第1号に定める交通空白地有償運送に関する事項
- (3) 規則第49条第2号に定める福祉有償運送に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱等を行う。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者
- (5) 近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体等
- (7) 交通会議の所管区域内において現に交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っているNPO法人等

- (8) 京都府南丹土木事務所
- (9) 京都府南丹警察署
- (10) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者  
(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取り扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、地域振興部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日条例第34号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。

(南丹市有償運送運営協議会条例の廃止)

2 南丹市有償運送運営協議会条例(平成26年南丹市条例第9号)は廃止する。

附 則(令和4年12月20日条例第29号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

南丹市地域公共交通会議委員（敬称略・順不同）

	氏 名	備 考
1	仲 村 学	南丹市議会 総務常任委員会 委員
2	小 林 毅	南丹市議会 総務常任委員会 委員
3	奥 村 安 治	園部町地域選出
4	橋 本 みゆき	八木町地域選出
5	吉 田 辰 男	日吉町地域選出
6	前 田 好 久	美山町地域選出
7	川 勝 久美子	南丹市女性会 副会長
8	荻 野 真 吾	南丹市PTA連絡協議会 理事
9	榎 原 克 幸	南丹市社会福祉協議会 事務局長
10	大 牧 秀 夫	南丹市老人クラブ連合会 副会長
11	世 木 佳 文	南丹市校園長会 中学校代表 殿田中学校長
12	森 昭 夫	南丹市福祉シルバー人材センター 副理事長
13	佐 野 清	南丹市身体障害者福祉会 会長
14	阪 本 和 宏	京阪京都交通株式会社 代表取締役社長
15	中 薮 裕 介	京都府タクシー協会
16	俣 野 健 二	京阪京バス労働組合 執行委員長
17	稲 留 健一郎	近畿運輸局 京都運輸支局 首席運輸企画専門官
18	中 西 正 樹	京都府南丹土木事務所 施設保全課長
19	三 木 英 昭	京都府南丹警察署 交通課長
20	平 康 夫	京都府南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課長
21	松 中 亮 治	京都大学大学院 工学研究科 准教授
22	山 内 守	南丹市 副市長
23	國 府 常 芳	南丹市 教育長

（令和5年8月22日現在）